



2020年11月20日

各 位

会 社 名 株式会社りそなホールディングス
 代表者名 代表執行役社長 南 昌宏
 (コード：8308 東証第一部)

(訂正) 「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ株券等(証券コード 7321) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

2020年11月10日に公表いたしました「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ株券等(証券コード 7321) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において、当社による特別関係者の所有する株式会社関西みらいフィナンシャルグループの株券等の確認が終了したことに伴い訂正すべき事項その他の訂正事項がありましたので、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

2. 買付け等の概要

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動 61 ページ

(訂正前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1, 907, 211 個	(買付け等前における株券等所有割合 51. 15%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	<u>809, 302</u> 個	(買付け等前における株券等所有割合 <u>21. 77%</u>)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	<u>3, 718, 247</u> 個	(買付け等後における株券等所有割合 <u>100. 00%</u>)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	498, 464 個	(買付け等後における株券等所有割合 13. 37%)
対象者の総株主等の議決権の数	3, 718, 247 個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(132, 294, 503 株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等（令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等を含みます。以下、本（注 2）において同様とします。）に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有する株券等（SMBC が所有する対象者株式のうち、本公開買付けに応募する予定のない株式数（49,846,422 株）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」のうち、498,464 個のみ分子に加算し、310,838 個は分子に加算しておりません。公開買付者は、本日以後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、訂正が必要な場合には、訂正の内容を開示する予定です。

(後略)

(訂正後)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,907,211 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.15%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	809,295 個	(買付け等前における株券等所有割合 21.70%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	3,230,156 個	(買付け等後における株券等所有割合 86.63%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	498,464 個	(買付け等後における株券等所有割合 13.37%)
対象者の総株主等の議決権の数	3,718,247 個	

(注 1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」(1,907,211 個)に本公開買付けにおける買付予定数(132,294,503 株)に係る議決権の数(1,322,945 個)を加えた数を記載しております。

(注 2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号

における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等（令第7条第1項第3号に該当する株券等を含みます。以下、本（注2）において同様とします。）に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有する株券等（SMBCが所有する対象者株式のうち、本公開買付けに応募する予定のない株式数（49,846,422株）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」には、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」のうち、SMBCが所有する対象者株式であって、本公開買付けに応募する予定のない株式数（49,846,422株）に係る議決権の数（498,464個）を記載しております。

（後略）

以 上